

NPO 法人 なりた花の会 会員資格要綱

平成 25 年 1 月現在

【入会資格】

- ① 会員の入会については、特に条件の定めはありません。
- ② 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。(書面・入会時の面接要)。
- ③ 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を記した書面にて本人にその旨を通知しなければならない。

【入会金及び会費】

- ① 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

【会員の資格の喪失】

- ① 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - 退会届の届出をしたとき。
  - 本人が死亡し、又会員である団体が消滅したとき。
  - 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
  - 除名されたとき。

【退会】

- ① 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

【除名】

- ① 会員が下記の二項目のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、除名することができる。

この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

  - 当法人の定款に違反したとき。
  - 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【抛出金品の不返還】

即納の入会金・会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。